

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 一略一 (手数料の徴収)	第 1 条 一略一 (手数料の徴収)
第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第 2 条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(338) 一略一	(1)～(338) 一略一
(339) <u>山形県立</u> <u>山形県立</u> 1 通につ <u>農林大学校に係</u> <u>農林大学</u> き 260 円 <u>る卒業、成績等</u> <u>校諸証明</u> <u>の証明書の交付</u> <u>書交付手</u> (現に在校中の <u>数料</u> 学生に対して行 うもの及び国又 は他の地方公共 団体の職員が職 務上請求する場 合に係るものを 除く。)	(339) <u>東北農林</u> <u>東北農林</u> 1 通につ <u>専門職大学附属</u> <u>専門職大</u> き 260 円 <u>農林大学校に係</u> <u>学附属農</u> <u>る卒業、成績等</u> <u>林大学校</u> <u>の証明書の交付</u> <u>諸証明書</u> (現に在校中の <u>交付手数</u> 学生に対して行 <u>料</u> うもの及び国又 は他の地方公共 団体の職員が職 務上請求する場 合に係るものを 除く。)
(340)～(430)の 2 一略一	(340)～(430)の 2 一略一
(431) 県立学校 県立学校 1 通につ に係る卒業、修 諸証明書 き 260 円 了、成績等の証 交付手数 明書の交付 (現 料 に在学中の <u>生徒</u> 又は児童に対し て行うもの及び 国又は他の地方 公共団体の職員 が職務上請求す る場合に係るも のを除く。)	(431) 県立学校 県立学校 1 通につ に係る卒業、修 諸証明書 き 260 円 了、成績等の証 交付手数 明書の交付 (現 料 に在学中の <u>学</u> <u>生、生徒又は児</u> 童に対して行う もの及び国又は 他の地方公共団 体の職員が職務 上請求する場合 に係るものを除 く。)

## 山形県漁港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第13条 第11条の規定により指定施設を使用する者、前条の規定により甲種漁港施設を占有する者又は<u>法第39条第1項の規定による許可を受けた者</u>からは、使用料、占有料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、県が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料等)</p> <p>第13条 第11条の規定により指定施設を使用する者、前条の規定により甲種漁港施設を占有する者、<u>法第39条第1項の規定による許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>からは、使用料、占有料又は土砂採取料（以下「使用料等」という。）を徴収する。</p>
2～6 一略一	2～6 一略一

## 山形県水産振興条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(漁業の基盤の整備)</p> <p>第10条 県は、県産水産物の安定的な供給に資するための漁業の基盤を整備するため、漁港施設（<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設をいう。）の整備、漁場の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(漁業の基盤の整備)</p> <p>第10条 県は、県産水産物の安定的な供給に資するための漁業の基盤を整備するため、漁港施設（<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設をいう。）の整備、漁場の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>